

広島県告示第六百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市東区温品町、同区温品二丁目、同区温品三丁目、同区温品五丁目、同区温品六丁目及び同区温品八丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び第九條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
温品六丁目二〇（五五二一）	急傾斜地の崩壊	温品六丁目二〇（五五二一）	急傾斜地の崩壊
温品六丁目四（三〇〇）	急傾斜地の崩壊	温品六丁目四（三〇〇）	急傾斜地の崩壊
温品六丁目一七（三一〇）	急傾斜地の崩壊	温品六丁目一七（三一〇）	急傾斜地の崩壊
温品六丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊	温品六丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊
温品五丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊	温品五丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊
温品五丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊	温品五丁目一四（八九一）	急傾斜地の崩壊
温品六丁目一〇（二八一）	急傾斜地の崩壊	温品六丁目一〇（二八一）	急傾斜地の崩壊

温品五丁目 一〇(八七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品五丁目 一〇(八七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品六丁目 八(九一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品六丁目 八(九一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 一〇(二六 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 一〇(二六 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品町(一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品町(一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品町(一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品町(一 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 一〇(二六 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 一〇(二六 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 一〇(二六 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 一〇(二六 一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 一九(五五 四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 一九(五五 四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 一四(四三 九八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 一四(四三 九八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 二二(四三 九七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 二二(四三 九七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	温品三丁目 三〇(四三 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

横見川右支 (二二三)	土石流	次の図のとおり	横見川右支 (二二三)	土石流	次の図のとおり	
横見川(二 一四)	土石流	次の図のとおり	横見川(二 一四)	土石流	次の図のとおり	
横見川左支 (二二五)	土石流	次の図のとおり	横見川左支 (二二五)	土石流	次の図のとおり	
横見川左支 (六六三二)	土石流	次の図のとおり	横見川左支 (六六三二)	土石流	次の図のとおり	
法導寺川(二 二三八)	土石流	次の図のとおり	)			
神前川右支 (六六四一)	土石流	次の図のとおり		神前川右支 (六六四一)	土石流	次の図のとおり
神前川右支 (六六四二)	土石流	次の図のとおり		神前川右支 (六六四二)	土石流	次の図のとおり
神前川(二 四一)	土石流	次の図のとおり		神前川(二 四一)	土石流	次の図のとおり
金碓川右支 (六六四四)	土石流	次の図のとおり		金碓川右支 (六六四四)	土石流	次の図のとおり
金碓川(二 四二)	土石流	次の図のとおり		金碓川(二 四二)	土石流	次の図のとおり
森垣内川右 支(二三九)	土石流	次の図のとおり		森垣内川右 支(二三九)	土石流	次の図のとおり
森垣内川(二 四〇)	土石流	次の図のとおり	森垣内川(二 四〇)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。